

災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定

千葉市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社千葉事業部（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の通信障害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模通信障害等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模通信障害等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して通信設備復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模通信障害等の場合は、通信設備復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の通信設備復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙による甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による通信障害情報の発信

（2）甲による乙への主な要請

乙が保有する広報手段による広報活動の要請

（重要施設の優先復旧）

第4条 千葉市内の通信設備復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

（1） 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

（2） 指定避難所として開設されている施設

（3） 災害対応の中核機能となる市及び区災害対策本部が存在する施設

2 乙は、通信設備復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った通信設備復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第5条 乙は、千葉市内において通信障害が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等の乙の保有する広報手段にて通信障害情報を発信する。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して通信障害情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙は、解約希望日の3ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(定めのない事項等)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月6日

千葉市中央区千葉港1番1号
甲 千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

千葉市美浜区中瀬1丁目3番地
乙 東日本電信電話株式会社
取締役 千葉事業部長 境 麻千子